

第1回 江戸川区生活保護業務不適切事案の検証及び再発防止対策検討委員会

【全体会】

◆ 議事録 ◆

開催日時：令和5年9月5日（火）18：00～

開催場所：江戸川区役所4階 第1・第2委員会室

委員

	種別	氏名	所属等	出欠
第三者専門委員	医師	荒井 稔	東京臨海病院 特任精神科医・統括産業医	出席
	学識経験者	◎池谷 秀登	立正大学 社会福祉学部教授	出席
	学識経験者	木下 武徳	立教大学 コミュニティ福祉学部教授	出席
	学識経験者	中村 健	新潟大学 歯学部准教授	出席
	弁護士	○平沢 郁子	大空法律事務所 パートナー弁護士	出席
	区議会議員代表委員	窪田 龍一	江戸川区議会 副議長	出席
	民生委員代表委員	須賀 理	江戸川区民生・児童委員協議会 会長	欠席
	人権擁護委員代表委員	宮本 道子	東京人権擁護委員協議会 江戸川地区委員会 会長	出席

◎委員長 ○委員長職務代理者

- 1 開会
- 2 区長挨拶
- 3 自己紹介
- 4 委員長選出・職務代理者の指名
 - ・委員長に池谷委員が満場一致で選任された。
 - ・池谷委員長が職務代理者に平沢委員を指名した。

5 議事

池谷委員長

これより議事に入りたいと思います。議事に入る前に、今回亡くなられた方は、亡くなられた後にご遺体を放置され、非常に無念だったと思います。亡くなられた方のご冥福をお祈りしたいと思います。差し支えなければ、黙祷したいと思います。

（黙祷）

それでは、議事に入ります。初めに、委員会の所掌事務等について、事務局より説明をお願いいたします。

(1) 委員会の所掌事務

事務局

本委員会の所掌事務について、事務局よりご説明させていただきます。資料4ページの設置要綱をご覧ください。第1条設置の目的ですが、本委員会は、令和5年3月に発覚した本区ケースワーカーによる不適切事案について、客観的かつ公正な検証により原因を究明し再発防止を図るために設置したものです。第2条所掌事務については、本委員会に先立ち、7月19日に副区長以下15名の区幹部職員で設置した内部検討委員会による調査内容の検証とその検証を踏まえた原因究明及び再発防止策に関する事項などです。後ほど、資料説明の中で、内部検討委員会が実施した調査の概要をご説明いたします。第3条、本委員会は、8名の委員の方をお願いしております。恐れ入りますが、委嘱状は机上に置かせていただきました。任期につきましては、第2条の報告を終えるまででお願いしたいと思っております。続いて、第5条は、先ほど選任いただきました委員長及び委員長職務代理者の規定でございます。第6条、会議についてです。会議は原則公開で行いますが、検証過程において、事案の当事者の個人情報や内部検討委員会が行ったヒアリング調査における特定の職員の情報など、本区情報公開条例の非開示情報が含まれる場合には、会議を非公開にさせていただく必要があります。どの時点から非公開にするかについては、委員長と協議の上、区において決定することとなります。この点につきましては、後ほど委員の皆様からご意見を頂戴したいと存じます。第7条、部会についてですが、区では、年明けの1月末までに報告書を公表したいと考えております。そのため、短期間で効率的に議論を進めていただくため、特定の事項を少人数の部会で協議する必要があるかと考えております。第8条は守秘義務についての規定で、先ほどご出席の委員の皆様にはご署名をいただきました。最後に、第10条、本委員会の庶務は福祉部生活援護第二課が担当いたします。説明は以上となりますが、特に第6条の会議の公開、非公開については、会議運営の重要な要件であると思っておりますので、委員の皆様で共通認識が図られればと思っております。以上、説明を終わります。

池谷委員長

ただ今の説明について、ご質問やご意見がありましたらお願いいたします。

平沢委員

毎回、プライバシーやその他に取り扱いに気をつけなければいけないことがたくさん含まれることが予測されますので、その点においては、十分に配慮した進行になるように努めていくことが大事だと思います。会議は公開ではありますが、情報公開条例や要綱の趣旨を踏まえ、率直な意見交換や公正性が害されないように努めていきたいと思っております。私も率直な意見を言うときには、委員の中で信頼関係を持って、自分の思うところが自由に発言できるようにするということがとても大切ですので、その点に留意した進行になっていただくとありがたいと思っております。

池谷委員長

江戸川区の生活保護行政を具体的に検証しようとするほど、場合によっては保護受給者の方の個人情報も検討せざるを得ない場面が出るかと思っております。この場合は、やはりプライバシー、個人情報については十分な対応を進めたいと考えております。

それでは次に、検証検討体制とスケジュールについて事務局より説明をお願いいたします。

(2) 検証・検討体制とスケジュール

事務局

資料の 15 ページをご覧ください。会議体が大きく 3 つに分かれております。1 番右側が検証検討委員会の全体会、本で行われている会議でございます。これに先立ちまして、1 番左ですね、区で 7 月 19 日に設置しました内部検討委員会で、色々なヒアリングを行ってまいりました。後ほど報告をさせていただきます。この後、第 1 回の専門委員会を開催する予定でございます。そこで、今回お示しした資料や調査以外に、追加資料ですとか調査の要請をいただいたのち、事務局で作成しまして、第 2 回の専門委員会を 10 月 2 日に予定しております。こちらに資料や調査結果を報告したいと思っております。この専門委員会につきましては、全体会の委員の方にも報告させていただきます。その後、10 月の下旬に、第 3 回の専門委員会を予定しております。また、12 月の中旬には、全体会と専門委員会、そして 12 月から 1 月にかけて報告書の案を作成しまして、1 月の下旬に報告書を取りまとめて公表したいと考えております。5 カ月という、かなりタイトなスケジュールになります。ただ、一部、長すぎるというご意見もありましたが、しっかりと検証、検討するためには、少なくとも、このくらいの期間は必要かと思っております。事務局の説明は以上でございます。

池谷委員長

今の説明について、ご質問ご意見ございますか。1 月に報告書の公表ということで、なかなかタイトな時間ではありますけれども、集中してより効率良く検討を進めていきたいと思っております。次に、不適切事案の概要について、事務局より説明をお願いいたします。

(3) 不適正事案の概要

事務局

資料の 16 ページをご覧ください。今回、発覚しました江戸川区の生活保護の不適切事案について、ご説明をさせていただきます。1 番、事案の当事者です。受給者の方は 60 代男性、担当のケースワーカーは 20 代の男性でございます。事案の概要につきましては、既にプレス等でご覧いただいていると思っております。担当のケースワーカーが、受給者がお亡くなりになった後の対応を行わないまま 2 カ月半放置した案件でございます。詳細についてご説明をさせていただきます。(2) 事案の詳細でございます。令和 5 年 1 月 10 日火曜日、受給者のお宅を訪れた介護ヘルパーの方が、室内で倒れている受給者を発見しました。直ちに 119 番通報するとともに、訪問診療医に電話で連絡いたしました。その後、訪問診療医が受給者の方の死亡を確認し、その場で死亡診断書を作成いたしました。この訪問診療所の医師に同行しているスタッフが、すぐに担当のケースワーカーに、受給者がお亡くなりになったことを連絡すると、ケースワーカーは「これから、葬儀社に依頼する」と答えたので、その後の対応をしてくれると思い、医師は、死亡診断書を遺体の脇に置いてお帰りになりました。その後、この受給者の方が福祉用具を使用されていたので、その事業者にも連絡が行きました。事業者は、担当のケースワーカーに、貸与している、福祉用具をいつ引き上げたらいいかと連絡を入れたところ「また連絡します」とケースワーカーから返答がありました。17 ページでございます。その後、担当のケースワーカーが、調整つかないということで、のびのびになっておりました。2 月 9 日、訪問診療所から、1 月 10 日に書いた死亡診断書の料金請求をどちらに送ればいいのかということで、担当ケースワーカーに連絡したところ、葬祭業者の名前を挙げられたので、そちらに送付したところ、葬祭業者からは「そうした方のご遺体はありません」という回答がありました。2 月 22 日、担当のケースワーカーは、経過記録に、2 月 21 日付で「訪問診療所から連絡があって受給者

の方が亡くなったという連絡があったので、保護費の支給を 銀行振込から事務所払いに変更」する旨の記録を記載して変更の手続きをしました。また、住宅費の支払いも停止をしました。その後、事務所払いの保護費については、戻入処理されております。先ほどの福祉用具の事業者ですが、その後も担当のケースワーカーとやり取りをしていましたが、一向に日程の調整がつかなく、結局、3月27日午後2時に立ち会いの約束をしました。ただ、今まで何回も日にちを変更されて、先延ばしされていたので、担当ケースワーカーの上司である査察指導員にその場で電話を代わってもらい「大丈夫です。必ず行かせます」という回答を得ました。ただ、実際に3月27日の約束の時間になっても、誰もその現場には来ませんでした。理由は、担当ケースワーカーが当日、体調不良を理由に休暇を申請したこと、また、査察指導員もその約束を失念しておりまして、事業者からの連絡で、今日約束していたことに気づいて、別の職員を向かわせましたが、受給者のお宅の鍵が空いていたので、事業者が部屋に入ったところ、遺体があったので110番通報されました。そこで、遺体の放置が発覚をいたしました。そのあと、葛西警察が駆け付けて 司法解剖を行い、遺体は3月29日に葬祭業者が引き取りました。約1カ月後の4月27日に葬祭が執行されて、翌日、葬祭費が支給決定されております。(3) その後の区の対応でございます。3月27日に発覚してから、すぐ区長にメールで連絡を入れて、翌日、関係者で情報共有しました。その後、他に不適切な事例がないかも含め、再発防止策の検討を開始いたしました。その後の経過につきましては、こちらにある時系列のとおりでございます。事務局からの報告は以上でございます。

池谷委員長

なかなかショッキングですが、とりあえず、ここでは概要についてですが、いくつかご質問とかご意見があるかと思いますが、いかがでしょうか。

16ページの介護ヘルパーさんが亡くなられたことを発見して、訪問診療医に来ていただいて診断書を書いて、死亡診断書はその亡くなられた方の枕元なりそばに置いて、それで帰ってしまったということですね。おそらく、これは確認されたかどうか、あるいはこれから検討することになると思いますが、医師やこの介護ヘルパーの方は、ケースワーカーが来ればなんとかなると思ったのか、あるいは 遺体を放置してそのまま帰るときになにか説明はあったのでしょうか。普通は ケースワーカーが来るまで遺体を放置しておくことは、しないのではないかと考えるわけですが、その辺の説明はあったのでしょうか。事実関係だけで結構です。

事務局

ケースワーカーにその場で連絡がつかしましたので、その後の対応は、当然、ケースワーカーがするという風に考えて、その場を離れたと認識しております。

池谷委員長

とりあえず事実関係については、分かりました。

荒井委員

訪問診療医が作成したものは、死亡診断書というご発言がありましたが、それでよろしいですか。検案書ではなく、診断書ですね。

事務局

死亡診断書でございます。

荒井委員

その際に訪問医は、24時間以内に その方の診察をされていたという事実はありますか。

事務局

1月10日に連絡を受けて駆けつけて、死亡を確認したということでございます。

荒井委員

その前には診察には行ってなく、当日行って死亡を確認して、死亡診断書を作成したということで間違いないでしょうか。

事務局

死亡を確認する前、24 時間以内に診察をしているかどうかは、確認できておりません。

荒井委員

死亡診断書が成立するかどうかのポイントにもなりますので、24 時間以内に、訪問医が当該の方に対して、診察行為や診療行為をしていたかどうかをご確認いただきたいと思います。死亡診断書その時点で作成することは、例外的な措置になると思います。ですから、その時点でのことについては、文章しか見ておりませんので、現物を見ておりませんし、死因もわかっておりませんし、診察記録やその方についての訪問医のカルテを見て、前日あるいは 24 時間以内に診察をされていたかどうかは、確認したい点でございます。

事務局

確認いたします。

荒井委員

それから、死亡診断書のコピーで結構ですが、死亡診断書、あるいは死体検案書、どちらかになると思いますが、現物を委員が閲覧した方がいいと思います。

事務局

第 2 回の専門委員会でご用意したいと思います。

荒井委員

ぜひ、それは確認させていただきたいと思います。

池谷委員長

他にはいかがですか。

中村委員

今回の事例ですが、担当ケースワーカーが 1 月 10 日に「葬儀屋に連絡 依頼する」と言いながら、していなかったところが 1 つ大きなポイントかと思いますが、江戸川区では、今回の事例のように、単身の方がお亡くなりになって、親族との交流があまりないような場合に、ケースワーカーが、葬儀を依頼するというのが一般的に行われているのかどうか。他のワーカーも、同じような状況であれば、同じように依頼をするものなのか。また、今回の担当ケースワーカーが、過去にも、同様な事例で葬儀屋に依頼をしたという経験があって、今回、また同じようなことで、対応できたものだったのかどうか、というところを知りたいと思います。

事務局

一般的には、民生委員さんが執行人となって、葬祭業者に依頼するという流れはあるかと思いますが。ただ、家で亡くなっていたという場合には、やはり警察の方にまず連絡をするというのが一般的な流れとなっておりますので、警察の方が来て、死亡について特に疑義がないということになると、葬祭業者にお願いする形になるかと思えます。

中村委員

今回の事例で言うと、先にヘルパーが 119 番していたので、警察の通報は済んでいる状況だったということですね。ワーカーが通報するのではないわけですね。通常であれば、警察に通報しつつ、死亡ということであれば葬儀屋に連絡を取るといっても、ケースワーカーが一般的にやっていることなのではないでしょうか。

事務局

今回のケースにつきましては、警察への連絡がなかったと確認を取っております。

木下委員

警察の方には今回は言っていないが、通常であれば、警察の方にもケースワーカーか、誰かが連絡を取って、ケースワーカーが葬儀屋の手配をするというのは、一般的というか、例はあるということなのではないでしょうか。

事務局

そのとおりでございます。

池谷委員長

今の件でもう一度お伺いしたいのですが、警察経由やどのような形であっても、葬祭扶助の申請者が誰になるかということと、実際にご遺体をどこの葬儀屋が預かるかというのは別だと思えます。仮にこの方について、直ちに葬儀屋さんに連絡して、ご遺体は葬儀屋さんに保管していただく。その上で、親族の方が、葬祭執行を行うか、あるいは、どなたもいらっしゃらないので、葬祭扶助を適用するかどうかということは、次の判断になる事案であると思えます。江戸川区の場合は、今回のように身寄りのない方が亡くなられた時に、とりあえず葬儀屋さんに連絡して、ご遺体を葬儀屋さんに預かってもらうと思うのですが、そういう流れですか。それとも、葬祭執行人が見つかるまでは葬儀屋には誰も連絡をしないということでしょうか。今回の事案に限らず一般的に。

事務局

自宅で亡くなった場合には、警察への連絡が一般的な流れかと思えます。ご遺体は、警察が検案する流れが一般的かと思えます。警察で検案が終わりますと、警察から葬儀社に連絡があって、そこで、執行人が親族になるのか、執行人がいなければ、民生委員さんがなるという流れが一般的でございます。

池谷委員長

警察に行けば、警察の出入りの業者かどうかわかりませんが、あるいは監察医務院か、警察も監察医務院もご遺体をそのままお預かりできませんから、葬儀屋さんにご遺体を預けるわけですね。その後、業者について情報提供があって、葬祭執行をどうするか、という話になる。では、今回のように、身寄りのない方がご自宅で亡くなって、警察が来ないというのは、今まではほぼなかったということですか。

事務局

私たちは、ちょっと稀なケースと把握しました。

池谷委員長

他には、いかがですか。

木下委員

先ほどありました、訪問診療所からの件についてですが、2月9日に訪問診療所からケースワーカーに、死亡診断書料の請求先を問い合わせたところ、葬祭業者の名前を告げられて、請求書を送付したら該当する遺体はないと言われたというところで終わっていますが、ここで2つ疑問がありまして、訪問診療所の方はどういう風にその後対応されたのかということが1点と、もう1点は、葬祭業者の方は疑問とか、ケースワーカーにアプローチはなかったのかということが気になりました。

事務局

まず1点目ですが、その後診断書料について支払いの確認が取れておりません。もう1点は、葬祭業者から、ケースワーカーへの連絡の記録は特にございません。

木下委員

わかりました。

池谷委員長

そうすると、ケースワーカーが葬祭業者の名前を告げたというのは、この時点でご遺体はまだ自宅に放置されているわけですね。訪問診療所を騙すつもりで 適当な業者名を挙げたのか、あるいはこの業者ならばご遺体を引き取っているのではないかという勘違いで挙げたのか、かなり違いますよね。全く連絡もしない、知りもしない業者を名簿か何かで適当に名前を言うようなことをするだろうかと思いますが、いかがですか。

事務局

その部分は確認が取れておりません。

池谷委員長

他には、いかがですか。

平沢委員

亡くなられた方を介護ヘルパーの方が、倒れているのを発見なさった後、119番通報してその後亡くなられたことを確認しているわけですが、こういう場合は、警察への連絡というのはどういう流れで普通はなされるものなのでしょうか。救急の方から警察に連絡が行くとかいうことはないものなのでしょうか。一般にはどのように警察への連絡が流れていくものなのか、教えていただければと思います。

事務局

一般的には、119番通報されますと、合わせて警察が来る流れが多いと思っております。

平沢委員

一般的には、そういうことだということはわかりました。

池谷委員長

この事案ですが、医師が来て亡くなられたことを確認したのはわかります。ですが、診断書あるいは検案書を見れば死亡理由もわかると思いますが、例えば、その前に、物を盗られている、通帳を盗られている、現金を盗られている、財布がない、あるいは窓が開いているなどという可能性はあるかと思うんですが、手持ち現金や預貯金の把握というのはできていますか。

事務局

通帳や現金の確認はできておりません。

池谷委員長

個人情報については次回やりたいと思いますが、この方の保護費は口座払いですか。

事務局

口座払いでしたので、亡くなった連絡を受けて事務所払いに変更しております。

池谷委員長

そうすると、この後、その口座の出入り等についての確認もしていないということですね。

事務局

はい。

木下委員

多分核心だと思いますが、なぜケースワーカーの方が そんなに対応を遅らせたのかということについては、1番皆さんが疑問に思われていることだと思いますが、これまでに何かケースワーカーの方にお聞きされたのでしょうか。

事務局

まず、このケースが初めてだったこと。初めてのケースということでやり方が分からなかった。そして、周りに聞けなかった。そういうことを聞き取りしております。ですから、やろうと思っていたが周りに聞きづらくて、それで、日にちがたって、ますます処理をできなくなってしまったと、そういう風な発言を聞いております。

木下委員

わかりました。

池谷委員長

初めてというのは、自分の担当している保護利用者の方が亡くなったのが初めてなのか、あるいは、葬祭扶助に絡むことが初めてですか。

事務局

死亡診断書を遺体のところに置かれて、誰もいなくなってしまったというのが初めてということでございます。

池谷委員長

それは、どうしていいかわからなかったということですか。

事務局

初めてのケースなのでどうしていいかわからないけれども、周りも忙しそうで聞けなかった、そういう風に確認しております。

池谷委員長

例えば、葬祭扶助で行うのか、墓地埋葬法で行うのか、他の法律で行うのかということをお悩んでいたということよりも、そもそもどうしていいかわからないので、いわゆる「ほっといちゃった」という理解でよろしいですか。

事務局

それが1番近いと思います。

中村委員

今のお話を聞いてまだ疑問があるのですが、「葬儀社に依頼する」と電話で最初に言っていますが、他の事例で葬儀社に連絡して、遺体を引き取ってもらうとか、そのような経験が、過去にこのケースワーカーはあったかどうか。あとは、本当にそうしようと思ったのか、その場しのぎで言ったのか。葬儀屋に連絡していれば、きっと違う展開になっていたと思うのですが、過去に葬儀屋に連絡して対応してもらった経験があるのか、ないのか、そして、今回のこの発言が本当に連絡しようと思ったが、すること自体懈怠になったのか、この発言自体が、そもそも全く責任を持たずに述べられたものなのか、この辺りを聞きたいと思いました。

事務局

過去に葬祭をやったかどうかは確認が取れておりません。次回、回答したいと思います。

平沢委員

皆様のご意見、ご質問をお伺いしていると、本当にいろいろなことをお聞きしなくてはいけないということがよくわかりました。ただ、もうある程度ヒアリングされている部分もあるかと思いますので、次回に、お調べになっている状況をお聞きして、効率的に進めるために、重要な部分に絞って必要な部分をさらに深くお聞きするようにしたいと思います。文章を読んでいると「これはどうなんだろう」というところが色々ありますが、ちょっと数が多くなってしまっていて、そういうところを聞かせていただいて、進めさせていただけるとありがたいです。

池谷委員長

お伺いすればするほど疑問が湧いてくるような状況がありますので、時間もございますから、次に、内部調査報告についてご説明お願いいたします。

(4) 内部調査報告

事務局

内部調査報告に先立ちまして、20 ページの再発防止の状況を簡単に説明させていただきたいと思います。事案が起こった後、再発防止に向けた取り組みを内部で行っているところでございます。ざっとご説明をいたしますと、1 つ目は、職員への面接、面談でございます。他にも同じような事案がないかということと共に、ケースワーカー、他の同僚職員たちは非常にナイーブな状態に置かれたので、その辺りについて話を聞くために、職員課の職場相談員、それから管理職が人事面接等を行ったところでございます。また、2 点目、事務処理上の改善でございます。受給者が亡くなったという今回のようなケースの時の事務処理の手順の明確化のために、新たなチェックリストの作成ですとか、死亡連絡票で漏れを防ぐことを進めたところでございます。次に 3 点目でございます。研修を実施してございます。同様の事案を発生させないために、人権意識の向上、それから、事故の未然防止力等々をテーマに、外部講師による研修を行いました。8 月 31 日に明治学院大学社会学部社会福祉学科の新保美香教授をお招きいたしまして、福祉部の管理職、それから生活援護課の係長級職員を対象に行ったところです。福祉部職員全体に対しては、また改めて実施をしたいと考えているところでございます。そして、4 点目に委員会による調査、検証ということで、本日の委員会、それから内部検討委員会の方で調査を随時進めているところでございます。このまま 21 ページの説明をさせていただきたいと思います。ヒアリング調査を実施してございます。実施の時期は 8 月 7 日から 28 日までとありますが、ここまででできなかった方については、今も随時行っております。どういう人ができなかったかということ、休職中であるとか、そういった方でございます。対象者は、令和 4 年度から 5 年度にかけて生活援護第三課に在籍した全ての職員、これは会計年度任用職員ですとか、人事異動ですでに転出をした職員も含めております。休職中の職員については、復帰したタイミングに実施させていただいているところでございます。実施方法は 3 番にあります。管理職 2 名と職員課の係長級職員の 3 名体制で、1 人につき約 30 分のヒアリングを実施しているところでございます。4 点目が質問項目でございます。基本的に全ての職員に同じ内容を聞いていこうということで、ここに書いてある内容を聞かせていただいております。全てを読み上げませんが、趣旨としては、事件の背景や原因を探るための質問、そこには、相談のしやすさであるとか、組織的な対応がどうであったのか、それから仕事の分量、理解度、そういったところについて聞いております。また、再発防止策の周知、履行状況がどうであるのか、そして、類似の事例が他にもあるのではないかとこのところについては「他にありませんか」という趣旨の内容で、質問をさせていただいているところでございます。また、質問にあたりましては、答えたくない質問は答えなくていいこと、それから、秘密は守られるということを前提に聞いているところでございます。22 ページの下段 5 番のヒアリングの結果につきましては、現在、集計を行っているところでございますので、次回ご報告できればと思いますが、主な意見等というところで 4 点ほど、多くの職員から出てきたものについて挙げさせていただいております。係によっては、相談のしづらい雰囲気があったことですとか、課内でハラメントや過度のプレッシャーとを感じるような言動が見受けられたこと、課独自に行っていた事務作業や PT 等が大きな負担になっていた職員がいるということ、また、援護三課は、1 階と 2 階に分かれています、フロアによって雰囲気が大きく異なっていたということ、このような内容が聞き取れているところでございます。詳細については、次回、ご説明させていただきます。

池谷委員長

現在、集計を作成中ということですので、第2回の専門委員会に出していただきたいと思います。特に具体的な話になるかと思いますが、多くは第2回ということになりますが、ただ今の説明について、ご質問、ご意見があればお願いいたします。

宮本委員

内訳の中で、査察指導員が7名となっておりますけれども、こちらの査察指導員の役割や役目を教えていただければと思います。

事務局

査察指導員は係全体を統括しております。ケースワーカーが行っている業務を確認しながら、審査決裁を行うことを主な業務としております。

池谷委員長

査察指導員は係長級ということよろしいですか。

事務局

そのとおりでございます。

木下委員

今おっしゃっていたところに休職中と書いてありましたが、休職の理由はわかりますでしょうか。次回でもいいのですが。

事務局

休職の理由は様々でありますので、もしよろしければ、次回にこの人数分の休職の理由をお伝えできればと思います。

木下委員

わかりました。

池谷委員長

他には、いかがですか。

宮本委員

もう1つよろしいでしょうか。主な意見のところに、フロアによって雰囲気は異なっていたということで、1階は雰囲気が良くなかったと出ていますが、どのような感じで、雰囲気が良くなかったのか、この辺は、第2回の時の回答となるのでしょうか。

事務局

第2回の時にまとめた形でお伝えできればと思います。また、第2回時にはフロア構成についても、お示しできればと思いますので、よろしくお願いいたします。

池谷委員長

これについても色々お伺いしたいところがありますが、具体的な話をしていかないと仕方ありませんし、現在作成中ということですので、次回に進めたいと思います。続いて、福祉事務所の現状について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局

生活援護第三課における世帯台帳確認についてご説明が漏れていましたので、説明させていただきます。今回の案件を受けまして、現在及び過去のケースワーク対応の中で重大なミスや事務懈怠等がなかったかどうか確認するため、世帯台帳の確認も実施しております。資料23ページにございますが、実施期間は8月6日、8月11日、8月29日の3日間実施をさせていただいております。確認作業をしましたのは、ここに記載しており

ます生活保護業務に精通している査察及び管理職で実施をしております。3番の対象となったケースは、当該ケースワーカーが過去 1 年間に担当しました 111 ケース 及び生活援護第三課内の全ケースワーカーの持ち件数 4,975 世帯のうち、担当及び世帯類型をバランスよく無作為抽出した 180 世帯、こちらを調査しております。5番のところ、調査確認事項については、主に都の指導、検査のなどにチェックされている内容を基本に確認項目を抽出しまして、調査をさせていただいております。こちらも現在調査は終了しておりますが、調査結果を集計しておりますので、第 2 回の専門委員会に提出をさせていただきたいと思っております。

池谷委員長

訪問実態も入っているということによろしいですか。

事務局

訪問類型、訪問実態も確認しております。

池谷委員長

わかりました。では、福祉事務所の現状をお願いいたします。

(5) 福祉事務所の現状

事務局

それでは、ご説明いたします。資料の 25 ページをご覧ください。生活保護制度の概要です。生活保護制度は、最低生活の補償と自立の助長を目的としております。最低生活の保証は、資産、能力などを活用することが前提であり、扶養義務者からの扶養があれば、そちらが優先されます。他法優先とされ、厚生労働大臣が定める基準による最低生活費に満たない部分を 保護費として支給する制度です。合わせて、ケースワーカーは、生活保護受給者の能力を見極め、就労指導など自立の助長を促します。次に 26 ページです。生活保護基準の内容及び実施機関と費用負担割合を記載しております。生活保護費の中で多くを占めるのは、生活扶助及び医療扶助となっております。27 ページです。保護申請受理から開始決定までの流れです。まず、面接相談員が生活状況や申請の意思を確認し、制度に該当する場合は関係書類を受理してケースワーカーへとつなぎます。ケースワーカーは、関係書類に基づき、家庭訪問、預貯金調査、稼働能力調査、収入調査などを実施し、保護の要否を判定いたします。保護要の判定後は、生活保護決定調書を起案し、査察指導員、課長へと審査、決裁が回付されます。28 ページです。保護開始後の事務処理の流れです。ケースワーカーの業務は、受給者の生活状況を把握するため、支援の必要に合わせ定期訪問調査を行い、また、受給者からの申し出や要望に日々対応しているところです。29 ページになります。臨時的需要のための一時扶助の決定の流れとなっております。一時扶助が発生する例として、資料 30 ページをご覧ください。こちらは死亡に伴う一般的な手続きの流れを図にして表しています。受給者が亡くなった場所により、遺体の引き渡し方法がそれぞれ異なっております。病院で亡くなった場合は、医師が死亡を確認し、死亡診断書を記載します。一方、自宅等で亡くなり、医師による死亡確認がされない場合、検察の死体検案となることがあります。葬祭について、親族で費用負担ができない場合は、区が一時扶助として葬祭費を負担し、火葬することになります。金銭を伴う処理は、経理担当が決裁ルートとして加わっております。次に、31 ページです。こちらは江戸川区福祉事務所組織図です。福祉事務所の処務は、福祉部、子ども家庭部、健康部の 3 つの部に跨り実施しております。32 ページは、生活保護を実施している生活援護課の所管業務を記載しております。生活保護は、福祉部内の生活援護第 1 課から第 3 課までで実施しており、区内を 3 つに分けて担当しております。なお、生活援護第三課は区の南部を担当しております。33 ページは、生活援護課 分掌事務です。ケースワーカーが所属している係は、1 番下に記載されております生活援護係及び下から 3 つ目に記載されております入院入所援護係です。入院入所援護係は、長期入院や施設入所をしている受給者に特化して対応している、江戸川区独自の係となっております。生活援護 1 課は 5 係及び入院入所援護係、2 課は 7 係、3 課

は7係、江戸川区内で合計20の係があり、ケースワーカーとそれを取りまとめる査察指導員が配属されております。34ページです。令和5年1月現在の生活保護世帯人員の現況比較です。世帯数は、区全体で1万5,447世帯、人員は1万9,454人の受給となっております。区では、半数以上が高齢者世帯となっております。35ページは、令和5年1月1日現在のケースワーカー及び面接相談員、これを合わせて現業員と言いますが、この現業員1人当たりの持ち件数です。持ち件数は、受給者世帯①に対し⑤現業員で除して算出しております。令和5年1月現在、現業員1人に対し、78世帯を受け持っております。また、下段に記載があります2の参考件数は、休職等の職員を除いて算出したものとなっております。実働の現業員は、1人当たり86世帯を受け持っております。なお、8ページに載せてございます社会福祉法第16条に、現業員定数の基準が定められております。36ページは、ケースワーカーの経験年数についての記載でございます。令和5年4月現在の経験年月は、全課平均1年9カ月となっております。参考として、過去3年のケースワーカー経験年月平均を下の方に載せさせていただいております。次に、37ページです。こちらは生活援護課の業務体制となります。1で全課共通で運用を統一するための合議体を記載させていただいております。その中の項目3つ目は、ケースワーカー合同研修として、配属1年目のケースワーカーを対象とし、実務についての講義形式での研修を行っております。詳細について、39ページをお開きください。年間を通しまして全9回の実施、講師は、各課持ち回りで経験年数を重ねたケースワーカーが担当しております。37ページにお戻りください。項目2の各課単位で実施している会議体として、ケース診断会議がございます。こちらは、処遇困難ケースに対し、組織で総合的な検討を行い、適正な実施を決定しております。参加者は、課長、課内全査察指導員、担当ケースワーカーとなっております。38ページになります。全課一律に業務を行うための専門に設置した担当一覧となっております。40ページをお開きください。こちらは、江戸川区で過去5年間に発生した生活保護事業に関する不祥事の一覧を記載させていただきました。最後に、41ページとなります。こちらは8月15日付プレス資料でございます。1に事案の概要の記載がございますが、生活援護第三課において、保護費決定のための給与明細などを確認せず、3年以上にわたり推計で処理を行うなど、生活保護事務に係る不適正事案が判明いたしました。この件については、現在、公益通報委員会により調査中でございます。以上で、福祉事務所の現状について説明を終わります。

6 質疑応答

池谷委員長

それでは、色々出てくると思いますが、ご質問、ご意見をお願いいたします。

最後の41ページに不適正事案というのがありました。第三課ということですが、今回の放置があったのは、何課ですか。

事務局

同じく第三課でございます。

池谷委員長

わかりました。35ページに担当世帯数等が出ております。上の方に5分の1と、要するに面接員を入れた担当世帯数と入れてない担当世帯数があるかと思いますが、社会福祉法の80世帯が標準数ですが、江戸川区では何か別のルールなどは作られていますか。

事務局

この表ですと、例えば援護三課は91世帯になっておりますが、年度当初の4月の時点では、1人当たり80世帯で数字はクリアしております。ただし、月が経つにつれて、新規開始であるとか、そうしたことで、少しずつ増えてくる状況でございます。35ページの2の参考件数の右下の方に、参考、生活援護第一課というように記載がございます。こちらは、入院入所援護係の担当件数を書かせていただいております。入院や入所、長期入

院をしている方に対応しておりますので、1 ケースワーカーあたりの担当数が多めに設定されているというところが、江戸川区の特徴となっているかと思えます。また、下の方に、上記以外の援護係は、1 ケースワーカー1 人当たり 84 名という計算になっております。

池谷委員長

4 月 1 日の定数や職員の異動は 3 月頃に決まるかと思えますが、2 月ないし 3 月の定数段階では、一応 80 世帯をクリアするというのでケースワーカーの配置が行われているという理解でよろしいですか。

事務局

そうでございます。

中村委員

今の配置ですが、4 月 1 日時点では 80 世帯をクリアするというのですが、これは休職中の職員はカウントせずに 80 を満たしているということでしょうか。

事務局

まるまる 1 年間お休みの職員については正規 がほぼ補充されておりますが、年度途中からお休みした場合は、会計年度任用職員が入りますが、ケースワークができませんので、事務処理を行います。そうすると、年度途中からお休みしている職員の件数は、残っている職員に割り振りますので、必然的に多くなります。

中村委員

そうすると、厚労省が示す配置と算定方法では満たすけれども、実態としては、満たしていない場合もあるということでしょうか。

事務局

そうでございます。

中村委員

もしできればですが、短時間勤務の職員もいらっしゃるかなと思えますが、その場合、フルタイムではないので、0.8 人とカウントすると、実態が少し変わってくると思うので、短時間勤務が正規職員の何割掛けで、それを踏まえた上での配置や実際の配置数を今後示してもらえるとありがたいと思えます。

事務局

今、中村委員がおっしゃったように、頭数としてはいますが、やはり短時間勤務ですと 8 掛けぐらいしか勤務できないことになっていますが、その人は本来 80 ケース割り当てられている。そうすると、その部分は、やはり他の職員に少し上乗せするような形になります。その辺も合わせて、お示ししたいと思えます。

木下委員

次のページにケースワーカーの経験年数が出ていますが、ここから読めることとしては、1、2 年ぐらいで異動するということだと思えますが、そのような方針を立てられているのかどうかということが 1 点目と、もう 1 点、今回は難しいと思えますが、江戸川区役所に入職後、ケースワーカー に就くまでの期間がどれくらいなのか、聞かせていただけたらと思っています。

事務局

区役所職員全体の異動率は、大体、3 割ちょっとくらいだと思います。3 年に 1 度ぐらいです。ケースワーカーも、例えば 1 つの係でケースワーカーが大体 9 人います。そうすると、1 年に 3 名ぐらい異動しますので、3 年平均で異動するような形になります。ですから、若干短いかもしれないです。それ以外に、ケースワーク業務は他の事務に比べて特殊ですので、早めに異動したいという方がいると、平均の年数が短くなるかと思えます。

ただし、この資料は1年目を0年でカウントしていますので、実際は2年9カ月となります。それから入職してどのくらいかというのは、入区してすぐケースワーカーになる者も一定数あります。

中村委員

今回の事案が職員個人の問題と考えずに、組織の問題、働く環境の問題という視点は非常に大事だと思いますが、35ページの資料で休職中の方で、病休の方の数も出ておりますが、課ごとの病気休暇の取得率、また、病気休暇者の発生率のようなものを把握されてますでしょうか。

事務局

課ごとの人数は把握しておりますが、それに対する発生率というのは、特段検証したり、出したりはしておりません。

中村委員

わかりました。件数を把握しているということですが、例えば、多い部署があった時に、その要因が何なのか、そうした検討をしたことはありますか。

事務局

それについては、職員課が各所属長とともに検証しております。

中村委員

わかりました。

池谷委員長

ケースワーカーについて、福祉職採用は行っているかどうかということと、社会福祉士あるいは社会福祉主事の数値が今分かれば、分からなければ次回で結構ですのでお願いいたします。

事務局

福祉職採用はしております。社会福祉士、社会福祉主事の数値につきましては、次回、お出ししたいと思いません。

中村委員

資料の33ページ、ケースワーカー向け研修をされていますが、その研修を担当する係や職員がいるのかどうか。人材育成やケースワーカーとしての専門性を確保するための職員が、ちゃんと業務として位置付けられて配置されているのかということについて教えてください。

事務局

研修PTというプロジェクトチームが毎年作られていますが、そのメンバーは、特別にということではなく、担当のケースワーカーがそれぞれ順番に受け持っている形になっております。

池谷委員長

これについても色々とお伺いしたいところも出てきますが、後から事務局の方に資料をお願いする場合もあるかと思えます。委員会に準備した資料は以上になりますが、何かご質問やご意見、トータルになにかございますか。

荒井委員

第一課から第三課までだけでなくいいですが、時間外労働がどれくらいあるかについて、もしお分かりになれば、お知らせいただきたい。それから、3カ月平均で80時間以上、あるいは1カ月平均で100時間以上の時間外労働がある方がいるか、いないか、いた場合にはどのような処置を取っていただいているのかについて情

報をいただきたいと思います。もう1点は、ストレスチェックを実施されていると伺っておりますが、そのストレスチェックの組織における集団分析がなされているかどうか、なされているとすれば、内容についてお知らせいただきたい。特に、解析する時点で、当該の問題になっている一課、二課、三課についての比較ができるかどうかについて、お知らせいただければありがたいと思います。

事務局

援護一、二、三課の時間外労働の現状と、それから、ストレスチェック、一、二、三課の数値と結果を次回専門委員会にご用意したいと思います。

荒井委員

ぜひ、お願いします。

木下委員

難しいかもしれませんが、もし可能であれば、当該のケースワーカーの方に直接、どういう思いで仕事をされていたのかとか、どのようにお考えなのかとかいうことをこの検証委員会でヒアリングをさせていただかないかと思っておりますが、いかがでしょうか。公開はなかなか難しいとは思いますが、ご検討いただけたらと思っております。

事務局

本人に確認してなるべく、委員の意向に沿うようにしたいと思います。

池谷委員長

全体での議事は終わりました。また出れば、その都度、事務局の方に資料請求などをしていただければと思います。これで議事を終了します。進行を事務局にお願いいたします。

7 その他

事務局

池谷委員長、ありがとうございました。今後の会議についてご説明いたします。この後、休憩を挟みまして、第1回の専門委員会を開催したいと思います。想定される議事内容としては、全体会でお示しした資料以外に、こうした資料が欲しいですか、追加の調査等についてご意見いただきたいと思います。また、第2回の専門委員会は、資料をお出しする他に、当事者であるケースワーカーへのヒアリング、生活援護第三課の職員に対する面接ヒアリングの結果等を基に、ご検証いただきたいと思います。専門委員会につきましては、個人情報ですとか、人事に関わるものが含まれますので、その辺の非公開情報を取り扱う可能性があるということで、今後の専門委員会の開催方法について、ご意見をいただきたいと思います。

池谷委員長

ご意見がある方、お願いいたします。

平沢委員

お伺いしていますと、個人情報、プライバシーに関する件がこれからたくさん出てくるのかなということと、先ほどのご説明の中で、ヒアリングの際には、秘密を守ることを前提にヒアリングしておられるということが分かりました。それから、先ほど木下先生がおっしゃられたような、本当にデリケートなこともストレートにお聞きできたらと思っておりますので、プライバシーを守りつつ、心置きなく本当のことをお話しただけのような体制がとても大事かと思っております。そういう意味では、私どもも本当に秘密を守らなければなりません、心置きなくお話ししていただけるように、私たちだけでヒアリングさせていただくような形が望ましいのかなと思っております。あとは、どんなものが資料として必要なのかについては、どういうものがあるのかも具体的に

お聞きしながら、開示していただければと思っております。秘密を守って差し上げる形の中でぜひ進めていただいて、率直な意見を聞きたいと思っております。

池谷委員長

今、平沢委員から話がありましたが、第2回以降は、ヒアリングもそうですし、場合によっては病気休職の具体的な内容であるとか、やはり具体的な話をしていかないと改善に寄与することができなくなる可能性があるのではないかと思います。そういう意味で、2回目以降の専門委員会は、そういう問題がなければ別ですが、個人情報等、あるいはプライバシーの問題、あるいは亡くなられた方の扶養義務者の状況についてもお伺いする必要もあるかと思いますので、このような、個人情報、プライバシーに関わる部分については、2回目以降は非公開で行う形にしたいと思いますが、よろしいですか。

(異議なし)

この後は、今日の話を受けて、次回までに準備していただきたい資料等があれば、追加資料、追加調査の項目等について、1回目の専門委員会として行いたいと思いますが、追加調査、追加資料の要望ですので、この部分は公開してもよろしいですね。

第1回目の委員会の方向も決まりましたので、事務局にお戻しします。

8 閉会

事務局

ありがとうございました。それでは、この後引き続き行う専門委員会については公開で行います。第2回以降については、委員長からお話がありましたように、プライバシー等に配慮する必要がある場合には、非公開で行いたいと考えております。それでは、一度、ここで全体会を閉じさせていただいて、引き続き専門委員会を開きたいと思っております。

池谷委員長

ありがとうございました。